

(10) その他法令で定める帳簿および書類

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第50条 この法人に賛助会員をおく。賛助会員は、この法人の趣旨に賛同する団体、法人または個人であつて、理事会において別に定める規程により賛助会費を納入するものとする。

第10章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的および第4条に規定する事業ならびに第16条、第19条に規定する評議員の選任および解任の方法について、変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第202条に規定する事由およびその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与先)

第53条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の議決により、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人等認定法第5条第17項に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の贈与先)

第54条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人等認定法第5条第17項に掲げる者であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する者に贈与するものとする。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第50条の規程に基づき、賛助会員の入会および退会ならびに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本財団の趣旨に賛同する団体、法人または個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は新たに賛助会員となった者について、その属性および承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第5条 賛助会員は、法人においては1口200,000円の年会費を、また個人においては1口10,000円の年会費を毎年納入しなければならない。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団の刊行物を無料で受けることができる。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、当該年度の事業に使用し、その合計額の50%以上を公益目的事業にあてなければならない。

(除名)

第8条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第5号に該当するに至ったとき
- (3) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき

(退会)

第9条 賛助会員はいつでも退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第6条第2号に掲げる本財団が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人または団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 本財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次頁に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集金額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書の送付)

第6条 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係わる結果の報告)

第7条 本財団は、特定寄附金の募集期間終了後すみやかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームペ

ージ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本財団は個人または団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄付者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。